

令和元年改正意匠法施行後の状況について

Current State of Applications for Design Registration after the Revised Design Act in 2019 Came into Force

特許庁 審査第一部意匠課意匠審査基準室長

神谷 由紀

1997年特許庁入庁、意匠審査及び審判に従事。2019年6月意匠課企画調整官、2020年10月より現職

令和元年改正により、意匠権の存続期間が出願日から25年に延長され、意匠の保護対象が建築物など物品以外にも拡大されたほか、関連意匠制度の利便性向上や、組物の意匠の品目の刷新が行われるなど、大幅に制度の拡充が図られた改正意匠法が2020年4月に施行され1年余り経過した。また、令和元年改正のうち2段階施行が待たれていたその他の規定についても今春2021年4月に施行となった。

本稿ではその後の意匠登録出願の近況と、改正法下の意匠登録出願の登録例を紹介する。

1 意匠登録出願全体の件数動向

図1は、出願人の内訳を内国、外国で分けた意匠登録出願全体の件数動向を2018年からの四半期単位で示したグラフである^(注1)。

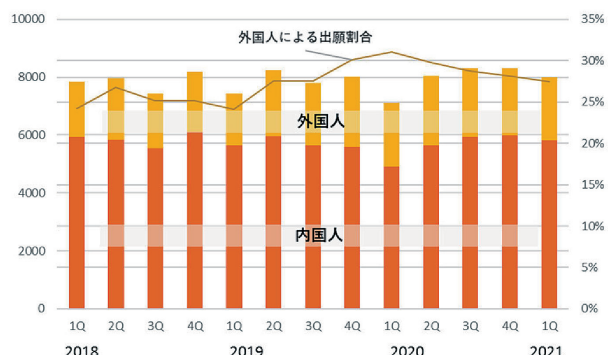


図1 意匠登録出願全体の件数動向 (四半期単位)

2020年第1四半期、全体の出願件数は前年同期と比較しても明らかに落ち込んだ。内国人からの出願の減

少によるところが大きく、コロナ禍初期において国内の社会経済活動が抑制された影響が件数に現れたものとみられるが、改正意匠法施行後の第2四半期以降の出願は持ち直し、例年をやや上回るペースで推移していた。また、外国人からの出願に関しては近年増加傾向にあり、2020年においても件数の衰えはみられなかった。折れ線グラフに示す外国人による出願割合は、近年25%前後から30%前後へとシフトしており、日本での意匠権取得に意欲のあるユーザーのグローバル化が次第に進んでいるものとみられる。

いずれにしても2020年はコロナ禍の影響を少なからず受けているものとみられ、平年との単純な比較は難しく、法改正の効果についてはさらに今後も注視して検証したい。

2 新保護領域の出願の動向

2.1 建築物の意匠

新保護領域の出願状況のうち、建築物の意匠の月別出願件数を図2に示した^(注2)。改正法が施行されて建築物の意匠が出願可能となった2020年4月に100件以上のまとまった出願があったが、以降もコンスタントに出願がなされている。2020年度の建築物の意匠の出願件数は368件であった。

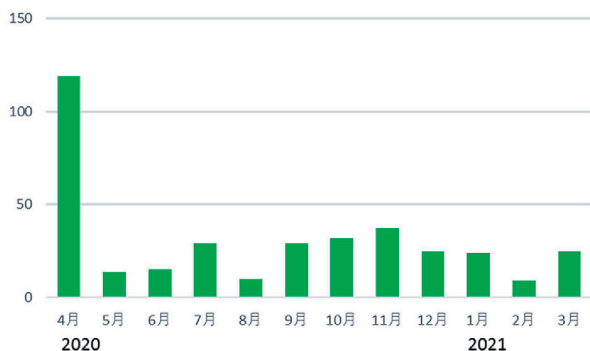


図2 建築物の意匠の出願件数 (2020年度)

以下、建築物の意匠の登録例を紹介する。図3は、ユニクロ PARK 横浜ベイサイド店として知られる商業用建築物の登録意匠である^(注3)。建築物の内部が店舗であり、屋上から地上へと切り崩したような形状をなす屋外部が、遊戯スペースや休憩スペースとなるというものである。



図3 意匠登録第1671773号「商業用建築物」
(株式会社ファーストリテイリング)

建築物の意匠も従来物品と同様に、その部分について意匠登録を受けることができる。図4は、東日本旅客鉄道株式会社の上野公園口における駅舎の登録意匠である。この意匠は、外側に連なる装飾的な枠体の部分を実線で表して、建築物の一部について意匠登録を受けたものである。

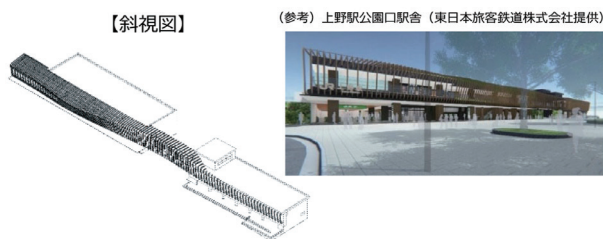


図4 意匠登録第1671774号「駅舎」
(東日本旅客鉄道株式会社)

2.2 内装の意匠

図5は新保護領域の意匠のうち、内装の意匠の月別出願件数である。

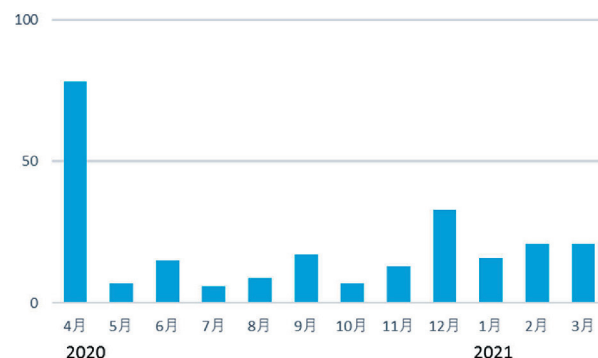
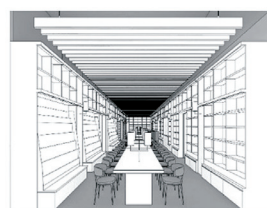


図5 内装の意匠の出願件数 (2020年度)

建物内部の壁や床の装飾、照明器具や什器等のレイアウトによりインテリア全体に統一的美観を有する内装のデザインを、一つの意匠として新たに保護できるようになったことで注目され、建築物と同様、受付開始直後にまとめて80件近く出願された以降、さほど多くはないながらも一定の出願が続いている。また、2020年10月末に最初の登録例の意匠公報が発行された以降の出願は増加しつつある。内装の意匠は、複数の物品等のレイアウトを含んだデザインという新しい保護領域に係るものであり、従来出願よりも一層慎重に審査されているところだが、権利化を望むユーザーも慎重に出願を検討しているものとうかがえる。2020年度は243件の出願があった。

【正面側から見た拡大した透視図】



(参考) 蔦屋書店
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供)

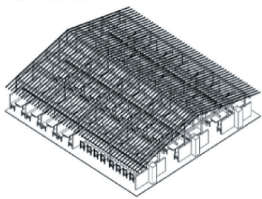


図6 意匠登録第1671152号「書店の内装」
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社)

図6は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の、いわゆる蔦屋書店として知られる「書店の内装」の意匠の登録例である。直線的に縦列状に配置された縦長長方形の机と壁面の書棚を有する書店の内装であるというもので、薄墨を付した部分以外の部分について意匠登録を受けている。内装の意匠についても他の物品等の

場合と同様に、その部分について意匠登録を受けることができる。

【斜視図】



(参考) くら寿司浅草ROX店 (くら寿司株式会社提供)



図7 意匠登録第1671153号「回転寿司店の内装」
(くら寿司株式会社)

図7は「回転寿司店の内装」として登録された、くら寿司株式会社の意匠である。斜視図では屋根のように見えている、室内に設けられたやぐらの下に、机、椅子、パーテーション、寿司搬送ベルトなどの大型アイテムを含む多数の物品が統一的に配置されている。

2.3 画像意匠

次に画像意匠の出願状況を紹介する。かねてより画像デザインは「物品の部分に画像を含む意匠」(すなわち、物品等の部分意匠としての画像の意匠)として保護されていたが、改正法下では物品を離れた画像のみ単体でも保護できるようになったことが新しい。GUI、アイコンについても従来のようにディスプレイ等の物品の部分として表さずとも「画像図」のみで出願可能となった。そのような新たな「画像意匠」の2020年度の月別出願件数を図8に示した。

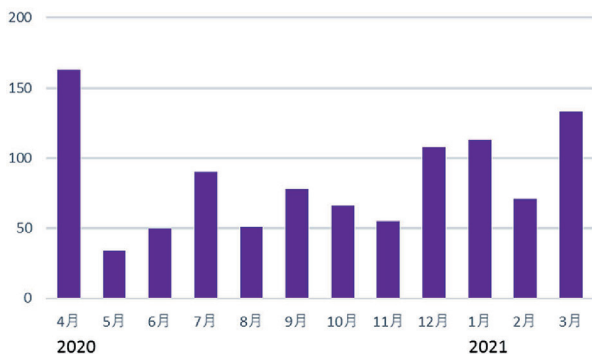


図8 新たな「画像意匠」の出願件数(2020年度)

施行直後に160件以上のまとまった出願があった以降も順調に出願されており、内装の意匠と同様、最初の登録例が現れた11月以降に件数が伸びている。2020年度の出願件数は1012件であった。

一方、このグラフには記載していないが、従来から保

護対象であった「物品等の部分に画像を含む意匠」の出願は、2019年度に1119件出願されていたところ、2020年度はその半数以下の402件に減少していた。おそらく、以前であれば物品等の部分意匠として出願されていたであろううちの相当数が、改正法下の新しい保護領域の「画像意匠」に移行したものと考えられる。2020年度の「物品等の部分に画像を含む意匠」と新たな「画像意匠」の出願を合わせると計1414件となり、先に述べた2019年度の「物品等の部分に画像を含む意匠」の出願件数と比較しておよそ1.3倍と顕著な増加がみられることから、2020年度における画像デザインに関する出願は、法改正が奏功して積極的に行われているものとみられる。あるいは、画像デザインの創作そのものが、コロナ禍の影響を受けることなく以前に増して活発に行われていると捉えることもできるかもしれない。

図9は、画像意匠の登録例である^(注4)。株式会社小糸製作所の「車両情報表示用画像」は、意匠に係る物品の説明によると、この画像は、画像投影装置付き車両より路面に照射される画像である。走行時もしくは停車時に車両の周辺に照射され、外部から車両の存在を視認しやすくさせるほか、運転手に車両周辺の路面の状況を視認しやすくさせる。また、車両が進行方向を変更するとき、画像図、及び、変化した状態を示す画像図1及び2のとおり、変更向きに応じて変化して照射されるといふ、変化した状態を含む意匠である。

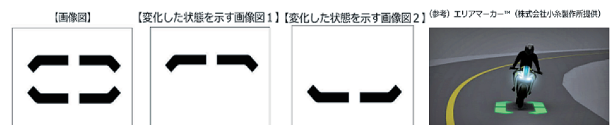


図9 登録第1672383号「車両情報表示用画像」
(株式会社小糸製作所)

改正法下では、このように物品を離れて別の対象に投影される画像のほか、クラウド上のアプリ等の画像も保護できるようになった。物品を離れることにより、従来みられなかったような多様な画像の出願が期待される。

以上が新保護領域の出願状況である。これらの物品分野の意匠登録出願についても2020年度はコロナの影響を少なからず受けているものと考えられ、今後も動向を注視して参りたい。

3 関連意匠

令和元年意匠法改正によって、関連意匠は本意匠の公報発行後であっても、最初の本意匠（基礎意匠）の出願日から10年の間であれば出願できるようになった（図10）。また、関連意匠にのみ類似する意匠も意匠登録を受けられるなど、出願の利便性の大幅な向上が図られた。

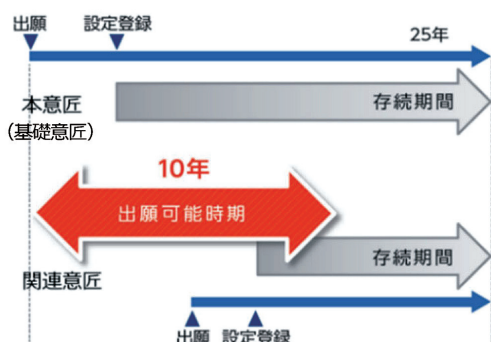


図10 関連意匠として意匠登録出願が可能な期間

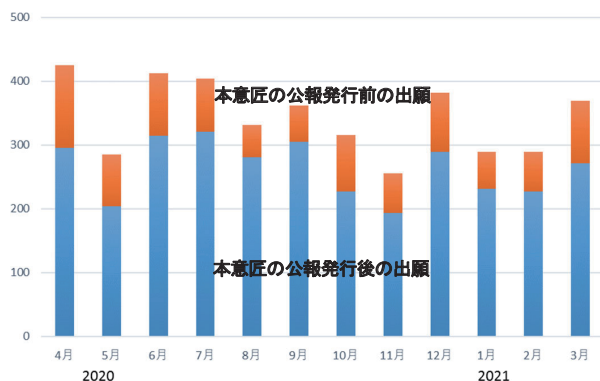


図11 関連意匠の出願件数（2020年度）

図11は、改正法下における関連意匠の月別出願状況である^(注5)。2020年4月の受付開始から一貫した件数が出願されていることから、本意匠の公報発行後の後日出願に対して、潜在下の強いユーザーニーズがあったことがうかがわれる。2020年度において関連意匠の出願は4120件あり、そのうち本意匠の公報発行後の関連意匠の出願は960件で全体の約1/4を占めた。

関連意匠の出願は各物品分野に渡り多数なされているが、改正法下の登録例のわかりやすい事例を紹介する。図12は、三菱電機株式会社のエアコンディショナーの登録例である。

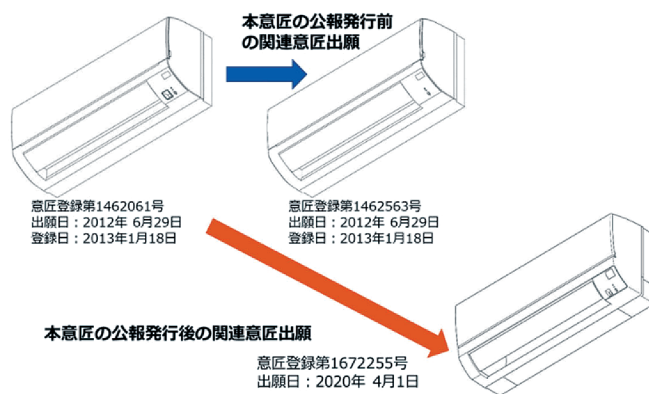


図12 意匠登録第1672255号ほか「エアコンディショナー」（三菱電機株式会社）

一連の出願のうち、本意匠は2012年に本意匠として出願され、同日出願の関連意匠と共に登録された。その8年後、改正法施行日の2020年4月1日付けで改めて関連意匠の出願があり、審査を経て登録の運びとなった。エアコンディショナーは、筐体内の機構の配置等の制約上、全体形状が大きく変更しづらい物品の一つである。シーズンごとに性能を向上させた新機種が発売されるが、そのデザインはシリーズ商品としてほぼ同じ筐体形状で統一されており、新製品の外観上の特徴は、筐体の隅にあらわれたセンサー部や、状態ランプの配置など、比較的細部の変更にとどまることがほとんどである。しかし、そのような新製品のデザインは、意匠全体として比較した場合、シリーズ初期に登録された本意匠のデザインの類似の範囲内と考えられ、初代機種の発売から年数を経た最新機種のデザインについて新たに意匠登録を受けることは非常に難しいものであった。今般、このような新製品の意匠についても関連意匠として権利化することが可能になったという好例である。

また、令和元年改正によって、意匠権の存続期間は出願日から最長25年に延長され、関連意匠の権利期間についても、最初の本意匠（基礎意匠）の出願日から25年間に拡充された。この新しい関連意匠1672255号については、本意匠の出願日2012年6月29日の最長25年後、2037年同日まで権利存続可能である。改正された関連意匠制度が、長期間にわたりシリーズ展開されるような製品のブランド保護の一助となれば幸いである。

4 組物の意匠

次に、改正法下で新しくなった組物の意匠の出願状況を紹介する。組物の意匠とは、同時に使用される複数の物品について、全体で統一性のあるときに一の意匠として出願できる制度である。

表 1 新たな意匠法施行規則別表による組物の意匠 43 品目

1	一組の食品セット	23	一組の運動競技用品セット
2	一組の嗜好品セット	24	一組の楽器セット
3	一組の衣服セット	25	一組の教習用具セット
4	一組の身の回り品セット	26	一組の事務用品セット
5	一組の美容用具セット	27	一組の販売用品セット
6	一組の繊維製品セット	28	一組の運搬機器セット
7	一組の室内装飾品セット	29	一組の運輸機器セット
8	一組の清掃用具セット	30	一組の電気・電子機器セット
9	一組の洗濯用具セット	31	一組の電子情報処理機器セット
10	一組の保健衛生用品セット	32	一組の測定機器セット
11	一組の飲食用容器セット	33	一組の光学機器セット
12	一組の調理器具セット	34	一組の事務用機器セット
13	一組の飲食用具セット	35	一組の販売用機器セット
14	一組の慶弔用品セット	36	一組の保安機器セット
15	一組の照明機器セット	37	一組の医療用機器セット
16	一組の空調機器セット	38	一組の利器、工具セット
17	一組の厨房設備用品セット	39	一組の産業用機械器具セット
18	一組の衛生設備用品セット	40	一組の土木建築用品セット
19	一組の整理用品セット	41	一組の基礎製品セット
20	一組の家具セット	42	一組の建築物
21	一組のペット用品セット	43	一組の画像セット
22	一組の遊戯娯楽用品セット		

従来、組物の意匠を掲げた別表第二には「一組の下着セット」、「一組のカフスポタン及びネクタイ止めセット」等のように特定の物品群に限定された 56 品目が挙げられていたが、令和元年改正法によって表 1 に示すように「一組の衣服セット」、「一組の身の回り品セット」といった 43 の大括りの品目に刷新された。また、各品目内を構成する物品等をその品目内に限定しないことで、一つの組物を構成する対象として多様な物品等を含むことが可能となった。例えば画像の意匠と建築物の意匠から成る「一の建築物セット」など、物品以外を組み合わせることで組物を構成することもでき、構成物品等の自由度が大幅に高まった。さらに、組物の部分について意匠登録を受けることも可能となった。

組物の意匠の出願は、2019 年度は 56 品目全体で 12 件と僅かなものであったが、43 品目に改正後の 2020 年度は 88 件に急増しており、複数の物品等のセット出願を行うことにこちらも強いニーズがあったことがうかがえる。

改正法後の組物の意匠の登録例として、ミサワホーム株式会社の「一組の家具セット」(図 13)を紹介する^(注6)。

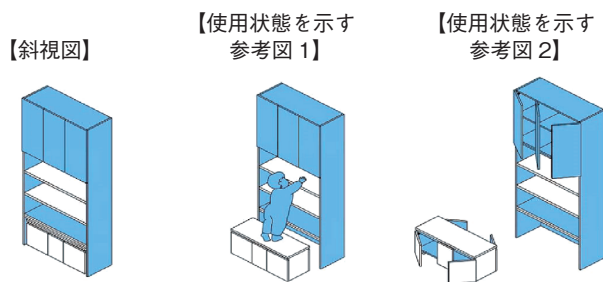


図 13 意匠登録第 1673724 号「一組の家具セット」(ミサワホーム株式会社)

複数の棚板を備えた第一収納家具と、キャスター付きの踏み台を兼ねた第二収納家具を組み合わせたセットである。この意匠は、組物の部分について意匠登録を受けており、青く塗られた部分以外の白い部分、すなわち第一収納家具の複数の棚板と第二収納家具である踏み台の天板や収納扉の部分、意匠登録を受けようとする部分として描き分けている。「使用状態を示す参考図」のとおりに、保育園等の施設内で小さい子どもが使用できる家具として、踏み台に乗った位置から棚板に自分で手が届くように設計されている。このような別々の家具をセットとして組み合わせることで付加価値の向上を図ったデザインとなっている。法改正によって、こうした多様なデザインの意匠登録出願がなされ、意匠権という形で保護できることは、審査する側からも大変喜ばしく思うものである。

5 令和 3 年 4 月施行の規定について

令和元年改正意匠法の他の規定より 1 年遅れて 2021 年 4 月 1 日に、意匠法第 7 条、第 15 条、第 68 条及び、それらの関連規定が施行された。

まず、第 7 条の改正により、一意匠一出願の原則はそのままに、願書一通により複数の意匠登録出願をまとめて出願することができる複数意匠一括出願手続が導入された。また、多様な新製品が次々と市場に流通する昨今、意匠法施行規則別表第一(いわゆる物品区分表)を機動的に改定することは困難であるため、旧 7 条の「物品の区分」及び物品区分表を廃止した。これに対応して、願書の意匠に係る物品の欄の記載が旧物品の区分またはそれと同程度の区分によるものでない場合は、その他の願書の記載及び添付図面全体を通して、出願の意匠に係る物品等を認定するに十分に明確な記載があればよいも

のと意匠審査基準を改訂した。

その他、第 15 条及び第 68 条の改正により、指定期間経過後の請求による指定期間の延長や、優先期間経過後の優先権主張を伴う意匠登録出願等が可能となり、手続の救済規定が拡充された。

これら改正規定の施行によって、意匠登録出願の手続の利便性の一層の向上が図られたものとなった。

6 むすびに

従来の意匠法では保護が難しく、ユーザーからのニーズが非常に高かった対象を新たに保護できるよう、全面的に改正された令和元年意匠法は、今春ようやく全面的に施行された。法改正と同時に意匠審査基準の刷新も実現し、まずは新たな制度による意匠審査の安定した運用と、改正点のユーザーへの周知が当面の課題である。

しかしながら、今般の社会情勢により新しい生活様式への動きがあり、産業構造が大きく変化する中、デザイン需要もまた変化していくものと予想されることから、引き続き多様な観点を考慮したユーザーニーズの調査検討が必要となるだろう。より良い意匠制度への発展を目指し、さらなるニーズの把握に努め、ユーザーの利便性の向上に必要な検討を行っていく所存である。

注記

注 1) 図 1 の件数データは国際意匠登録出願の件数も含む。国際意匠登録出願については、国際公表日をもとに集計。

注 2) 図 2、図 5、図 8 の件数データには、国際意匠登録出願の件数は含まれていない。また「画像」「建築物」「内装」は、統計取得の都合上、以下の定義に基づいて集計。(意匠法上の定義と完全に一致しているわけではない)

- ・「画像」は、日本意匠分類 N3 台が付与され、意匠に係る物品の欄の記載に「画像」、「GUI」又は「アイコン」の語を含む意匠登録出願を計上。(「GUI」には、「グラフィカルユーザーインターフェース」やその他の異表記を含む。)
- ・「建築物」は、日本意匠分類 L0-0、L2～3 台(L3-7 を除く) が付与された意匠登録出願を計上。ただし、通常主として物品を対象とする分類 (L2-52

台：ブロック、L3-2020：住宅衛生設備室等) が付与されたもの、又は意匠に係る物品の欄の記載に「組立」の語を含むものを除く。

・「内装」は、日本意匠分類 L3-7 が付与された意匠登録出願の件数を計上。

注 3) 図 3 以降、登録意匠の図面は意匠公報の一部から抜粋。経済産業省ニュースリリース 2020 年 11 月 2 日「建築物、内装の意匠が初めて意匠登録されました」<https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201102003/20201102003.html>

注 4) 経済産業省ニュースリリース 2020 年 11 月 9 日「画像の意匠が初めて意匠登録されました」<https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201109002/20201109002.html>

注 5) 図 11 のデータには、国際意匠登録出願の件数は含まれていない。

注 6) 第 20 回意匠審査基準ワーキンググループ配付資料「資料 1 令和元年改正意匠法下における出願状況等のご報告」
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/20-shiryou.html

